

医療費のお支払いでお困りの方はご相談ください

無料低額診療事業の お知らせ



土庫病院、河合診療所、こども診療所、日の出診療所、大福診療所、生駒胃腸科肛門科診療所では「無料低額診療事業」を実施しております。

無料低額診療事業とは、社会福祉法第2条第3項に基づいて経済的理由により適切な医療を受けられない方に対して、安心して治療を受けていただくため、無料または低額で診療をおこなう事業です。

どんな人が利用できるの？

この事業を利用することができるのは、健生会の病院・診療所で治療を受けられる方で、経済的な理由で診療費の支払いが困難な方です。健生会で定めた減免基準に照らし利用の可否を判断し、一定期間、診療費を減免します。

対象となる診療費

対象となるのは、健康保険が適用される診療費に限ります。院外処方箋による調剤薬局でのお支払い(お薬代等)については対象になりません。

利用するには？

病院・診療所の受付または相談連携室へお申し出ください。

申請される場合には、基準を満たしているかどうかを判断するために、給与明細書や課税証明、年金証書など収入の分かるものを提出いただきます。

公的制度の利用ができる場合には、そちらの利用についてご説明・手続きの援助をおこないます。

困ったときには、ご遠慮なくご相談ください